

都心・三宮のロゴマークの使用に関する要綱

平成29年7月27日策定

(目的)

第1条

この要綱は、平成27年9月に策定した神戸の都心の未来の姿〔将来ビジョン〕および三宮周辺地区の『再整備基本構想』をもとに、神戸の都心を変えていく都心・三宮の再整備の取り組みを広く発信し、市民とともに神戸の都心の未来の姿を実現していくために作成したロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条

ロゴマークは別記のとおりとする。

(使用届の提出)

第3条

ロゴマークを使用する者（以下、「使用者」という。）は、本要綱の内容を承諾したうえで、速やかに様式に定める『都心・三宮のロゴマーク使用届（以下、「使用届」という。）』を住宅都市局計画部都心三宮再整備課に提出しなければならない。ただし、次の場合には使用届の提出を省略することができる。

- (1)国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が使用するとき
- (2)報道機関が報道のために使用するとき
- (3)個人が営利を目的にせず個人の発信するブログ、SNS等において使用するとき
- (4)その他住宅都市局計画部都心三宮再整備課が認めるとき

(成果物の提出)

第4条

使用者は、ロゴマークを使用した成果物について1部を住宅都市局計画部都心三宮再整備課に提出するものとする。

2前項の成果物は、写真の提出により替えることができる。

(使用の禁止)

第5条

使用者は、使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを使用することができない。

- (1)都心・三宮の再整備に関する取り組みの信用および品位を害すると認められるもの
- (2)法令及び公序良俗に反すると認められるもの
- (3)政治、宗教、思想等の目的のために使用するもの
- (4)自己の商標とする等、独占的に使用し、又は使用しておそれがあると認められるもの

(5)商品に使用する場合に、当該商品の品質、性能等が公的機関の認定等が必要な場合に当該認定が得られていないもの

(6)その他住宅都市局計画部都心三宮再整備課が使用を不適切と認めるもの

2 住宅都市局計画部都心三宮再整備課は、使用届の内容および使用実態について適当でないと認めるときは、使用者に対しその使用の中止や成果物の回収を求め、使用者は異議なくこれに従うものとする。

(遵守事項)

第6条

使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1)使用届に記載した目的にのみ使用すること。第3条但し書きにより届出を免除される場合には当該各号以外の目的に使用しないこと

(2)使用者以外の第三者にロゴマークを使用させないこと

(3)色調（モノクロは可）、縦横比、形状は原則ガイドラインに従うものとする

(4)商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと

(使用料)

第7条

使用料は無料とする。

(使用実績の公表)

第8条

使用者は、住宅都市局計画部都心三宮再整備課がロゴマークの使用実績について使用者名、使用目的等を公表することを了承するものとする。

(損害の補償)

第9条

住宅都市局計画部都心三宮再整備課は、使用者がロゴマークの使用にあたって損失等が発生した場合の補償等については一切の責を負わない。

附則

この要綱は、平成29年7月27日から施行する。